

高知大学医学部附属病院病院機能強化戦略推進室規則

平成 28 年 9 月 13 日
規則 第 25 号

最終改正 令和 5 年 4 月 7 日規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知大学医学部附属病院規則（平成 16 年 4 月 1 日施行）第 11 条の 3 第 5 項の規定に基づき、病院機能強化戦略推進室（以下「推進室」という。）の運営等に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 推進室は、医学部附属病院における医療及びサービスの質向上や病院機能強化のための戦略・施策の立案及び院内ラウンド等の内部チェックの実施を通じ、医学部附属病院のクオリティマネジメント及び病院機能強化に資することを目的とする。

(業務)

第 3 条 推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 医学部附属病院における医療の質向上のための戦略・施策の立案、関係部署との調整に関すること。
- (2) 医学部附属病院におけるサービスの質向上のための戦略・施策の立案、関係部署との調整に関すること。
- (3) 医学部附属病院における医療及びサービスの質向上、病院機能強化を目的とした院内ラウンド等の内部チェックの計画、実施、評価、改善に関すること。
- (4) 医学部附属病院における医療の質指標の設定・分析・活用に関すること。
- (5) インフォームド・コンセントの適切な実施に関すること。
- (6) その他医学部附属病院における病院機能強化のための戦略・施策の立案に関すること。

(組織)

第 4 条 推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 推進室室長
- (2) 推進室副室長 3 人
- (3) 地域医療連携室職員 1 人
- (4) 診療情報管理室職員 1 人

- (5) 看護部職員 1人
- (6) 総務企画課課長補佐 1人
- (7) 会計課課長補佐 1人
- (8) 医事課課長補佐 1人
- (9) 施設管理課職員 1人
- (10) 総務企画課職員 1人
- (11) その他病院長が必要と認めた者

2 前項第3号から第11号までに掲げる者は、病院長が委嘱する。

3 第1項第3号から第11号までに掲げる者の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第5条 推進室に、第3条の業務を行うため、医療の質向上委員会及びサービスの質向上委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会については、別に定める。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、推進室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成28年10月1日から施行する。

2 この規則の施行後、最初に委嘱される第4条第1項第3号から第7号まで、第10号及び第11号に掲げる者の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則（平成30年9月11日規則第38号）

この規則は、平成30年9月11日から施行する。

附 則（令和5年4月7日規則第5号）

1 この規則は、令和5年4月7日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

2 この規則の施行後、最初に委嘱される第4条第1項第9号に掲げる者の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。